

特定非営利活動法人わりばしの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わりばしの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障がい者、子どもたちなど、社会的弱者と呼ばれる人たちに対して、様々な支援活動及び地域でのボランティア活動に関する事業を行い、高齢者、障がい者そして子どもたちへの支援として様々な情報提供等を行うことにより、地域住民のまちづくりの活動に寄与し、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 困りごとを抱える高齢者、障がい者及び子どもたちに適切な事業者をあっせんする事業
 - イ 地域における様々なボランティア活動に関する事業
 - ウ 子ども及び高齢者を対象としたふれあい食堂事業
 - エ 身元保証に関する事業

- オ 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設向けオンライン配信事業
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- キ 児童いきいき放課後事業
- ク 小学生・中学生の学習支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の(1)及び(2)とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	瓜生 拓馬
理 事	藤本 佳大
理 事	朝野 真二
監 事	中嶋 士朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2024年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から2024年3月31日とする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金(個人・団体)	10,000円
正会員会費(個人・団体)	年額12,000円
(2) 賛助会員入会金(個人・団体)	0円
賛助会員会費(個人・団体)	年額12,000円

附 則

1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人わりばしの会

I 事業の実施方針

設立4期目は、高齢者・子ども・障害のある方々一人ひとりに寄り添いながら、多様な支援活動をさらに広げ、内容の充実と質の向上を図ります。また、地域におけるボランティア活動の輪を広げ、支え合いの仕組みを育てることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 困りごとを抱える高齢者、障がい者及び子どもたちに適切な事業者をあっせんする事業

【内 容】 「お困りごと」を依頼されたとき、最もふさわしい業者を紹介する

【実施場所】 基本的に主たる事務所（電話等での依頼受付）

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 困っている高齢者、障がい者及び子どもたち

【収 益】 250千円（事業あっせん寄付@25千円×10事業者）

【費 用】 0円

(2) 地域における様々なボランティア活動に関する事業

【内 容】 神社（甲子園八幡神社など）及び福祉施設（そんぽの家など）で「炊き出し」、
「清掃活動」や、「ゲーム等の取り組み」を行う

【実施場所】 神社（甲子園八幡神社など）及び福祉施設（そんぽの家など）

【実施日時】 月2回

【事業の対象者】 地域住民である高齢者や小学生以下の子ども

【収 益】 0円

【費 用】 0円

(3) 子ども及び高齢者を対象としたふれあい食堂事業

【内 容】 ふれあい食堂の実施

【実施場所】 大阪府内各所

【実施日時】 2か月に1回

【事業の対象者】 小学生以下の子ども及び高齢者

【収 益】 72千円（ふれあい食堂@400円×30名×6回）

【費 用】 240千円（仕入高@40千円×6回）

(4) 身元保証に関する事業

【内 容】 高齢者、障がい者等の施設入居時等の身元保証

【実施場所】 高齢者、障がい者施設

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 65歳以上の高齢者及び障がい者

【収 益】 0円

【費 用】 10千円 (広告宣伝費 10千円)

(5) 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設向けオンライン配信事業

【内 容】 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設へ、入居者にとって日々の健康維持に必要な内容の配信

【実施場所】 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 65歳以上の高齢者及び障がい者、12歳以下の子どもたち及び施設の職員

【収 益】 60千円 (配信料@5千円×1施設×12か月)

【費 用】 600千円 (支払報酬料@50千円×12か月)

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業

【内 容】 就労継続支援B型事業所の運営

【実施場所】 就労継続支援B型事業所 Equal ONE (大阪府下)

【実施日時】 毎日 9時～17時

【事業の対象者】 18歳以上の障がい者

【収 益】 13,068千円 (基本報酬@7千260円×10名×30日×6か月)

【費 用】 13,310千円 (給料手当@1,100千円×6か月=6,600千円、
法定福利費@160千円×6か月=960千円、
仕入高@50千円×6か月=300千円、
地代家賃@300千円×6か月=1,800千円、
水道光熱費@25千円×6か月=150千円、
什器備品 2,500千円、
修繕維持費 1,000千円)

(7) 児童いきいき放課後事業

【内 容】 児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などの活動を行う

【実施場所】 大阪市東淀川区内の市立小学校

【実施日時】 月曜日～金曜日 授業終了後(原則14時30分)～18時

始業式、終業式等 11時～18時

土曜日、長期休業日 8時30分～18時

【事業の対象者】 校区内に居住する小学生

【収 益】 18,000千円 (委託料@3,000千円×6か月)

【費 用】 12,691千円 (給料手当@1,740千円×6か月=10,440千円、
法定福利費@45千円×6か月=270千円、
支払報酬料@66千250円×6か月=397千500円、
交通費@14千円×6か月=84千円、
通信費@25千円×6か月=150千円、
ソフトウェア 100千円、

消耗品費@92千円×6か月=552千円、
新聞図書費@2千500円×6か月=15千円、
支払手数料@13千750円×6か月=82千500円、
消費税@100千円×6か月=600千円)

(8) 小学生・中学生の学習支援事業

【内 容】 地域の家庭環境に課題を抱える子どもに対する学習支援及び倫理・情操教育の機会を提供する活動を行う

【実施場所】 STUDIO 11 (むつみ会館 (大阪市東淀川区北江口2丁目3))

【実施日時】 週2回 17時~21時

【事業の対象者】 小学生、中学生

【収 益】 1,050千円 (小学生受講料@10千円×10名×6か月=600千円、
中学生受講料@15千円×5名×6か月=450千円)

【費 用】 863千800円 (給料手当@1千300円×3名×8回×4時間×6か月
=748千800円、
広告宣伝費 50千円、
水道光熱費@2千500円×6か月=15千円、
新聞図書費 50千円)

令和9年度事業計画書

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人わりばしの会

I 事業の実施方針

設立5期目も引き続き、これまでの支援活動の充実を基盤とし、子育て世代を含むあらゆる世代・立場の人々が共に支え合える環境づくりをさらに推進します。その実現に向けて、新たな事業の創出に取り組み、地域全体で「誰もが安心して暮らせる社会」の実現を目指します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 困りごとを抱える高齢者、障がい者及び子どもたちに適切な事業者をあっせんする事業

【内 容】 「お困りごと」を依頼されたとき、最もふさわしい業者を紹介する

【実施場所】 基本的に主たる事務所（電話等での依頼受付）

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 困っている高齢者、障がい者及び子どもたち

【収 益】 250千円（事業あっせん寄付@25千円×10事業者）

【費 用】 0円

(2) 地域における様々なボランティア活動に関する事業

【内 容】 神社（甲子園八幡神社など）及び福祉施設（そんぼの家など）で「炊き出し」、
「清掃活動」や、「ゲーム等の取り組み」を行う

【実施場所】 神社（甲子園八幡神社など）及び福祉施設（そんぼの家など）

【実施日時】 月2回

【事業の対象者】 地域住民である高齢者や小学生以下の子ども

【収 益】 0円

【費 用】 0円

(3) 子ども及び高齢者を対象としたふれあい食堂事業

【内 容】 ふれあい食堂の実施

【実施場所】 大阪府内各所

【実施日時】 2か月に1回

【事業の対象者】 小学生以下の子ども及び高齢者

【収 益】 72千円（ふれあい食堂@400円×30名×6回）

【費 用】 240千円（仕入高@40千円×6回）

(4) 身元保証に関する事業

【内 容】 高齢者、障がい者等の施設入居時等の身元保証

【実施場所】 高齢者、障がい者施設

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 65歳以上の高齢者及び障がい者

【収 益】 0円

【費 用】 10千円 (広告宣伝費 10千円)

(5) 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設向けオンライン配信事業

【内 容】 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設へ、入居者にとって日々の健康維持に必要な内容の配信

【実施場所】 高齢者、障がい者及び子どもたちの施設

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 65歳以上の高齢者及び障がい者、12歳以下の子どもたち及び施設の職員

【収 益】 60千円 (配信料@5千円×1施設×12か月)

【費 用】 600千円 (支払報酬料@50千円×12か月)

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業

【内 容】 就労継続支援B型事業所の運営

【実施場所】 就労継続支援B型事業所 Equal ONE (大阪府下)

【実施日時】 毎日 9時～17時

【事業の対象者】 18歳以上の障がい者

【収 益】 39,204千円 (基本報酬@7千260円×15名×30日×12か月)

【費 用】 20,280千円 (給料手当@1,150千円×12か月=13,800千円、
法定福利費165千円×12か月=1,980千円、
仕入高@50千円×12か月=600千円、
地代家賃@300千円×12か月=3,600千円、
水道光熱費@25千円×12か月=300千円)

(7) 児童いきいき放課後事業

【内 容】 児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などの活動を行う

【実施場所】 大阪市東淀川区内の市立小学校

【実施日時】 月曜日～金曜日 授業終了後(原則14時30分)～18時

始業式、終業式等 11時～18時

土曜日、長期休業日 8時30分～18時

【事業の対象者】 校区内に居住する小学生

【収 益】 36,000千円 (委託料@3,000千円×12か月)

【費 用】 25,282千円 (給料手当@1,740千円×12か月=20,880千円、
法定福利費@45千円×12か月=540千円、
支払報酬料@66千250円×12か月=795千円、
交通費@14千円×12か月=168千円、
通信費@25千円×12か月=300千円、
ソフトウェア 100千円、
消耗品費@92千円×12か月=1,104千円、
新聞図書費@2千500円×12か月=30千円、

支払手数料@13千750円×12か月=165千円、
消費税@100千円×12か月=1,200千円)

(8) 小学生・中学生の学習支援事業

【内 容】 地域の家庭環境に課題を抱える子どもに対する学習支援及び倫理・情操教育の機会を提供する活動を行う

【実施場所】 STUDIO 11 (むつみ会館 (大阪市東淀川区北江口2丁目3))

【実施日時】 週2回 17時～21時

【事業の対象者】 小学生、中学生

【収 益】 2,100千円 (小学生受講料@10千円×10名×12か月=1,200千円、
中学生受講料@15千円×5名×12か月=900千円)

【費 用】 1,627千600円 (給料手当@1千300円×3名×8回×4時間×12か月
=1,497千600円、
広告宣伝費 50千円、
水道光熱費@2千500円×12か月=30千円、
新聞図書費 50千円)

(定款にその他の事業の定めがない場合の活動予算書)

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人わりばしの会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	500,000	
賛助会員受取会費	0	
		500,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
困りごとを抱える高齢者、障がい者及び子どもたちに適切な事業者をあっせんする事業収益	250,000	
地域における様々なボランティア活動に関する事業収益	0	
子ども及び高齢者を対象としたふれあい食堂事業収益	72,000	
身元保証に関する事業収益	0	
高齢者、障がい者及び子どもたちの施設向けオンライン配信事業収益	60,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業収益	13,068,000	
児童いきいき放課後事業収益	18,000,000	
小学生・中学生の学習支援事業収益	1,050,000	
		32,500,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		33,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	17,788,800	
法定福利費	1,230,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	19,018,800	
(2) その他経費		
仕入高	540,000	
広告宣伝費	60,000	
支払報酬料	997,500	
地代家賃	1,800,000	
水道光熱費	165,000	
什器備品	2,500,000	
修繕維持費	1,000,000	
交通費	84,000	
通信費	150,000	
ソフトウェア	100,000	
消耗品費	552,000	
新聞図書費	65,000	
支払手数料	82,500	
消費税	600,000	
その他経費計	8,696,000	
事業費計		27,714,800
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	

人件費計	0		
(2) その他経費			
外注費	800,000		
広告宣伝費	20,000		
接待交際費	10,000		
会議費	50,000		
消耗品費	200,000		
支払報酬料	150,000		
支払手数料	150,000		
車両費	10,000		
諸会費	40,000		
雑費	40,000		
その他経費計	1,470,000		
管理費計		1,470,000	
経常費用計			29,184,800
当期経常増減額			3,815,200
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,815,200
前期繰越正味財産額			1,025,317
次期繰越正味財産額			4,840,517

(定款にその他の事業の定めがない場合の活動予算書)

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人わりばしの会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	500,000	
賛助会員受取会費	0	
		500,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
困りごとを抱える高齢者、障がい者及び子どもたちに適切な事業者をあっせんする事業収益	250,000	
地域における様々なボランティア活動に関する事業収益	0	
子ども及び高齢者を対象としたふれあい食堂事業収益	72,000	
身元保証に関する事業収益	0	
高齢者、障がい者及び子どもたちの施設向けオンライン配信事業収益	60,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業収益	39,204,000	
児童いきいき放課後事業収益	36,000,000	
小学生・中学生の学習支援事業収益	2,100,000	
		77,686,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		78,186,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	36,177,600	
法定福利費	2,520,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	38,697,600	
(2) その他経費		
仕入高	840,000	
広告宣伝費	60,000	
支払報酬料	1,395,000	
地代家賃	3,600,000	
水道光熱費	330,000	
交通費	168,000	
通信費	300,000	
ソフトウェア	100,000	
消耗品費	1,104,000	
新聞図書費	80,000	
支払手数料	165,000	
消費税	1,200,000	
その他経費計	9,342,000	
事業費計		48,039,600
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	

(2) その他経費			
外注費	800,000		
広告宣伝費	20,000		
接待交際費	10,000		
会議費	50,000		
消耗品費	200,000		
支払報酬料	150,000		
支払手数料	150,000		
車両費	10,000		
諸会費	40,000		
雑費	40,000		
その他経費計	1,470,000		
管理費計		1,470,000	
経常費用計			49,509,600
当期経常増減額			28,676,400
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			28,676,400
前期繰越正味財産額			4,840,517
次期繰越正味財産額			33,516,917